

# 電子契約の対象を拡大しました。

## 【電子契約とは？】

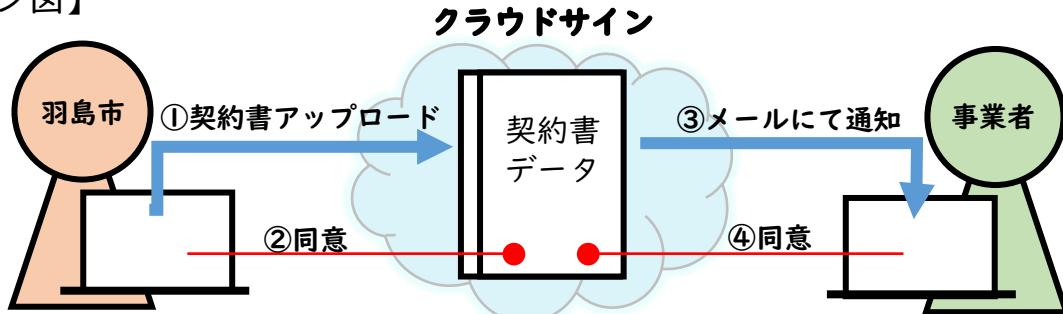
インターネット等の情報通信技術を利用して、電子ファイルに対して電子データ（電子署名・タイムスタンプ等）を記録して締結する契約を指します。

羽島市では、弁護士ドットコム株式会社が提供するクラウド型の電子契約サービスである「クラウドサイン」を利用しています。

クラウドサインとは



## 【イメージ図】



## 【電子契約対象の拡大について】

現在  
《電子契約の対象》  
・設計金額が500万円を超える建設工事

建設工事以外の役務提供や  
建設コンサルなども対象とします。

令和8年1月1日以降

《電子契約の対象》  
・管財課にて入札を行う契約案件すべて  
※電子契約対象の告知をします。

## 《留意事項》

○事業者様において、アカウント登録の必要はありません。市が契約書データを送信すると確認依頼メールが届き、メールから契約書の確認画面へ移行することができます。

○建設工事の場合、電子契約を利用するには落札決定後に電子契約の利用について承諾していただく必要があります。

○詳細については、羽島市役所公式ホームページでご確認ください。



## 【問い合わせ先】

羽島市役所 管財課 契約係

TEL: 058-392-1111 (内線 2102)